

(写)

長門市告示第 145 号

令和 3 年 6 月長門市議会定例会招集告示（令和 3 年長門市告示第 140 号）の付議
事件に次のとおり追加する。

令和 3 年 6 月 11 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 10 号 長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

令和 3 年 6 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議 案

第 10 号 長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

議案第 10 号

長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

令和 3 年 6 月 21 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(長門市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 長門市個人情報保護条例（平成 17 年長門市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 3 章 個人情報の開示請求等の権利</p> <p>(個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第 24 条の 2 実施機関は、前条の規定に基づく個人情報の訂正又は削除をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（当該個人情報が情報提供等記録に記録された特定個人情報である場合にあつては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>本則</p> <p>第 3 章 個人情報の開示請求等の権利</p> <p>(個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第 24 条の 2 実施機関は、前条の規定に基づく個人情報の訂正又は削除をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（当該個人情報が情報提供等記録に記録された特定個人情報である場合にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線を引いた部分である。

(長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長門市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人</p>

番号の利用及び法第 19 条第 11 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第 19 条第 11 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

番号の利用及び法第 19 条第 10 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第 19 条第 10 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線を引いた部分である。

(長門市証明等手数料条例の一部改正)

第 3 条 長門市証明等手数料条例（平成 17 年長門市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表(第 2 条関係) (その 1)			別表(第 2 条関係) (その 1)		
種類	種別	金額	種類	種別	金額
(略)			(略)		
交付 手数料	ア～ウ (略) (削る)	(削る)	交付手 数料	ア～ウ (略)	
	エ 筆界点座標値 交付	1 筆に つき 150 円		エ 個人番号カード の再交付 (個人番号 カードの追記欄の余 白がなくなったとき その他の再交付がや むを得ないものとし て市長が認める場合 を除く。)	1 件に つき 800 円
	オ 図根多角点成 果交付	1 件に つき 150 円		オ 筆界点座標値交 付	1 筆に つき 150 円
	カ 地籍図及び図 根多角網図交付	1 件に つき 150 円		カ 図根多角点成果 交付	1 件に つき 150 円
	キ その他図面の	1 件に		キ 地籍図及び図根 多角網図交付	1 件に つき 150 円
			ク その他図面の写	1 件に	

	写しの交付	つき 150 円		しの交付	つき 150 円
(略)			(略)		
(その 2)から (その 4) (略)			(その 2)から(その 4) (略)		

備考 改正箇所は、下線を引いた部分である。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。